

## 第3回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年8月27日（月） 15：00～17：15

開催場所：メイシアター（吹田市文化会館）3階 第1会議室

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、峯本委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、  
長谷川委員、水木委員（敬称略）

《事務局》

北野こども育成室長、西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事、  
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：5人（傍聴希望者5名全て傍聴）

次第：

開会

議題

- 1 保育料について
- 2 公私立保育所の役割について
- 3 民営化について
- 4 その他

閉会

議事要旨：

### 議題

#### 1 保育料について

《事務局》 ※資料p.1～p.13について説明する。

《A委員》 保育料の改定までに保護者の意見を聴く機会はあるのか。いろいろ資料が出されるが、財政事情は市によって違うのに他市と比べる必要はあるのか。

吹田市はとても赤字だと言われているが、実際はそれほどでもないという話もある。行政の姿勢として、どこに重きを置くのか。福祉にお金をかけないという方もいらっしゃるが、福祉が未来を育てる・子どもを育てると私は思うので、そこにお金をかけないことを疑問に思う。保護者の切実な意見を聴く場所をどこかで設けていただきたい。

《事務局》 今回の手続きで保護者のご意見を聴く機会は設けていないが、定期的に保護者の団体との懇談会を開催しており、そこで毎回保育料に関するご意見を賜っている。

《A委員》 その意見は、少しは反映されているのか。

《事務局》 配慮しないといけない階層があると考えているので、その部分は考え方として一定反映させているつもりである。

《B委員》 資料p.2について、改定によって今のD5階層の保育料が劇的に上がっている。今のD5階層が改定によってD6階層になると思うのだが。

《事務局》 国基準の階層区分と合わせる関係で、階層がまたがっているところがあり、特にD5がそれにあたる。D3もまたがっている。できるだけ階層を増やすなどしてまたがることを少なくしているつもりである。

《B委員》 働く世代の家計を一番圧迫するように思う。北摂の中で比べると低いかも知れないが、保育料が劇的に上がり、家計を圧迫するのは間違いないと思う。

例えば、B階層には手をつけていない。北摂7市のうち5市は手をつけている。そこに手をつけて、D5階層あたりを減らすなど、全体に負担のバランスをとってもよいのではないか。

《事務局》 どこまで据え置くかの問題はある。細かくは書いていないが、母子・父子及び障がい者世帯等は国基準も保育料ゼロである。吹田市はそういう限定をせずにB階層は保育料ゼロである。

《B委員》 以前の保育料問題懇談会の時の提言より、少し額が上がっている。

《事務局》 保育料問題懇談会でいただいた提言は、全体として、国基準の何パーセントを徴収するかは決めていなかった。「この階層からは何パーセント」という提言はいただいたが、今回は国基準に対してどれくらい徴収するか総枠を決めた関係で、総じて少しずつ額を上げている。

《B委員》 今、吹田市のホームページに改定案というかたちで前回の提言が出ている。それとは違うということだったので、だいたいこれくらいかなという腹積もりはあったが、だいぶ額が上がったと思う。ただ、高所得者の方も上がっているのは間違いない。

《事務局》 全体的に上の所得階層の方のほうが額が上がっている。真ん中から下は少しスライドする程度である。階層をまたぐところは微妙な部分もあるが。

《B委員》 年少扶養控除の廃止の分は勘案されているのか。

《事務局》 今年度は廃止されなかったとして計算することになっている。

《C委員》 保育料の改定については9月議会で提案されるのか。

《事務局》 保育料は規則にあたるので内部の市長決裁で決まる。あとでお示しする延長保育料は徴収システムの変更が必要になるので、その予算要求の関係で議会に提案する。

《D委員》 初めに国基準の70%を徴収することありきななので、それが良いか悪いかは別で議論があるのだろうが、それを前提に話をすると、保育料の設定はパズルみたいなものだと思う。この階層を上げれば他のこの階層が下がるという難しさがある。

B委員がB階層に手をつけないといけないのではないかという提案をされたが、保育料の最高額があまりにも高くなっている。B階層で課税されていない人は、保育料が免除されることと福祉の手当て等二重三重での恩恵がある。一方で、高所得者は高い税金と受益者負担の高い保育料を払う二重三重のダメージがある。数字をどうするかは行政で考えていただければよいと思うが、方向性としては、階層区分ごとの差がなだらかなるようにしてほしいというような議論に落ち着かないと仕方ないのかと思う。例えば、上げるとしたら全体を上げる、下げるとしたら全体を下げるのだから。

保育料を上げるという問題では、「上げないでください」というのが一番簡単というか、切実な思いだと思うが、上げるという前提がある以上、個々の階層をどうするかではなく、資料p.5~p.7のグラフで示された曲線の全体をどのようにするかという議論があるという気がする。

《B委員》 保育料改定のことはこちらで言ってほしくなかった。ここで決まるのなら責任重大である。

《C委員》 軽々しく発言できる問題ではない。

《事務局》 前提は、公平に受益者負担をしていただくということである。保育所を使っておられる方とそれ以外の方がおられ、その公平性もある。保育料が安いと保育所を使っている方と使っていない方との公平性が広がるので、それなりのご負担はいただかないといけないのかなということでお示した。

《座長》 保育料の改定はこの場で決まるのではない、ということをはっきりさせておかないといけない。ここは意見を述べる場である。意見をどう斟酌するかは行政サイドだということをはっきりさせておかないと自由闊達な話ができない。

《事務局》 保育料の改定はここで決まるのではない。

《座長》 いろんな意見を述べていただければよいと思う。保育料が安ければ良いということだけではなくと思うので、いろいろな立場から発想・意見を述べていただきたい。

《C委員》 資料p. 12の「階層別想定年収表」について、これは新しい階層の定義でそれぞれの世帯がどれくらいの所得があるかを示すものだと思うが、p. 11で該当する割合が一番多いのがD 7階層である。想定年収は父母の収入の合算と考えてよいのか。それで708万8,000円以上から1,086万4,000円の間に入っている人が28.49%いるということか。1人あたりの想定年収はそれを単純に2で割ったものかということか。思った以上に所得が多いという印象を持った。

《事務局》 そのとおりである。正確な統計ではないが、例えば夫が1,500万円、妻が150万円という極端な収入の差があるケースはあまりない。一方が高いともう一方も高いという収入状況である。

《E委員》 国基準の70%という目標設定で、保育料を全体として上げざるを得ない時、上げ方の必然性、公平性はいろんな基準の立て方があると思う。最初におっしゃったように、所得に応じて500円上げる、1,000円上げるという場合に持つ意味が人によって変わる。500円くらい払えるという人もいれば、500円もの金額は払えないという人もいる。

所得に応じて上げ幅が傾斜になっていることは誰もがわかりやすい基準であり、ある種の必然性や公正性も感じる。所得に応じて上げ幅が変わるという観点でみると、示された上げ幅は階層ごとのデコボコが激しすぎる印象がある。目標達成という現実的な話になると、それぞれの所得階層に何人いるかによって金額が変わるから調整の難しさはあるのだろうし、今まで手を入れられなかった層があったりといろいろ考慮したのだと思うが、結果としてなだらかな傾斜になっていないことは確かであり、なだらかにするという視点で検討していく必要はあると感じる。

《B委員》 資料p. 12の想定年収は多すぎないか。子ども2人ではなく平均1.3人である。38万円の控除というのは全然違ってくる。26万2,500円のD 7階層なら年収で500万円ちょっとになる。

《C委員》 想定年収の計算の仕方はどのようなものか。

《事務局》 条件は、給与収入に限定し、社会保険は13%程度とし、子どもも2人とするといった想定で行った計算結果である。

《B委員》 所得税額10万3,000円以上26万2,500円のD 7階層で、所得税額26万2,500円ならそれなりの年収があると思う。所得税が10万円くらいだとすると年収は340万円、D 7階層の年収は340万円から550万円くらいの幅になると思う。そのD 7階層がかなり上がるという感じになっている。

《事務局》 上がり幅だとD7階層は突出して上がっていない。D5階層は、現状では国基準の階層をまたがっているところを整理しているところがあるので、合わせにこうとするとどうしても差が出てしまう。

《F委員》 単純に全体を同率で上げたほうが公平性はある感じもする。世帯数等で計算すると、なかなかそうもいかないのかもしれないのだが。

国基準の70%という線引きがあり、AからD12までで埋めようとなるといろんなことを考えないといけないのはわかるのだが、あまり途中の階層が極端に多くなったり、少なくなったりするのは不公平感が出てくると思う。

《B委員》 資料p.13にあるように、平成23年度時点で国基準に対して64.81%であるならば、一律に4%上げると70%超える。ただ、一律に上げると保育限度額が出てくる。高所得者層というものができたのだから、そこからもらうのはどうか。中間の所得者層の負担が大きくなってきている気がするので、高所得者層からと按分してはどうかと思う。

《事務局》 3歳未満児では、D4階層ぐらいまでは上がり方はある程度抑えられている。D5階層からはだいぶ上げさせてもらっている。3歳以上児では保育単価限度額があるので、比較的そこに向かってなだらかに上がっており、据え置かれているところもある。

《B委員》 もう一つ、3歳未満児のD4階層とD5階層で所得税額4万円以上4万5,000円未満、4万5,000円以上となっている5,000円の差、これは年収で12~13万円の差である。それだけで保育料が5,000円上がると、結局年収が保育料でほとんど消えてしまうことになる。

《事務局》 できるだけなだらかに、階層区分が細かければ細かいほど差が出る人は少なくなるのだが。

《座長》 最終的には傾斜配分の問題だと思う。いろんな条件の勘案の仕方によってずれが出てくる。「一律に」というと議論を呼ぶ。いろんな意見を出したから結論がスッと出るものでもないで、いろいろな見方を出していただき、それを斟酌していただく。一つひとつをみることは必要だが、大枠を見失うといけない。よりベターという話になるのだと思う。

《事務局》 今回の改定は徴収総額が、国徴収基準の70%に設定することが目標であるとともに、国の階層及び保育料の金額に対する割合を設け、そこに近づけていくことにもう一つの目的がある。

現行の保育料は、3歳未満児と3歳児とで保育単価限度額までは同額である。3歳未満児でかかる経費は3歳児と比べると職員配置、支弁額の点からも非常に多い。本来、3歳未満児と3歳児とは金額に差があっても当然というのは、他市でもそうであるし、実際の経費を考えても高くなるのは仕方ない。3歳未満児は低年齢の父母が多いので、保育料が上がることに對してどうなのかということもある。しかし、3歳未満児はより経費がかかっており、その点を勘案してかなり抜本的な改定を行うかたちをとっている。

階層区分については、区分が変わることで保育料が大きく上がる方がどうしてもいる。一般的に、3歳児は前回のベースをそれほど変えていないが、3歳未満児は上乘せに金額が上がってしまっている。

現行の保育料が3歳未満児と3歳児とで同額の階層があるので、改定によって3歳未満児については上げ幅がきつい部分もあるが、そのあたりも勘案して改定を考えているところである。

《A委員》 夢のような話だが、少子化対策としてフランスでは3歳未満児の保育料を無料に

したことで少子化がストップし、だんだん子どもの人数が増えていると聞いている。国の政策なので吹田市に責任はないが、子どもをどういうふうに捉え、どういうふうに育てていくかという部分がフランスと日本とで根本的に違う。

子どもを生み、育てることがどんどん厳しくなってきているので、これだけ保育料が高くなれば二の足を踏み、子どもを生もうという気持ちがなかなか出てこないだろうと感じる。もっと子どもが大切にされる世の中になればよいと思うので、そういう手立てを考えてもらいたい。

《B委員》 保育料改定の周知が11月1日からとある。今日の議論を受けて若干修正されるかはともかく、よりよい方策があるなら持ち帰って議論していただければと思う。

《D委員》 国基準の70%を徴収するという示された案だが、所得階層の高い方がたくさんいるから成り立つ案であり、所得階層の低い方ばかりになると計画通りにならない。結果として70%にするのではなく、なだらかな階層区分の曲線を描くような、よりよい理想型をめざすのが本来の姿だと思う。現状の所得階層構成を想定して70%とすると、所得が減ってくると70%必ずしも到達しない。現状と将来ビジョンを考え、吹田をどのような福祉のまちにしていくのかを考えてもらいたい。

《座長》 全体が変わってきた時、原則論だけでいつまで続けていけるかは、先の話として出てくる。

《D委員》 高所得者層が減ると低所得者層の徴収率を上げるのかということになりかねない。低所得者層を切り捨てていくことになる。皆で街づくりをしていく中で、低所得者も高所得者もなだらかに負担できるように考えていただきたい。70%ありきはわかるが、それだけで解決できない問題が未来に出てくると思う。

《事務局》 保育料、所得階層区分は毎年チェックをかけ、こころろ変更するつもりはないが、もし必要ならば変えることも視野に入れる必要がある。

《B委員》 3パターンずつぐらい何回かに分けてやってみるとわかるのではないかな。

《E委員》 現時点で70%にどこまでこだわるかが根本的にはある。3歳未満児に経費がかかることに応じた受益者負担の考え方も大事であるが、同時に父母の経済負担とのバランスをどう取るかである。少なくとも体制を改正する時には、両方のことを考えて説明できないと、コストがかかるという説明だけでは不十分であり、吹田のよさが失われる。吹田の保育のあり方をどう考えるのかを説明した上で、保育料のあり方についても説明できるようにする必要がある。吹田市としてのポリシーを持って説得できるようにしないといけない。70%にあわせるという原則だけでは説得力を持たないと思う。結果として、今回の案が変わらないとしても、ポリシーを持って説明でき、それに応じたやり方が必要だと思う。

《A委員》 全国保育団体合同研究集会に参加して全国の方とお話しをすると、吹田市の保育水準のよさを評価してくださる。今まで築いてきた保育行政を守ってほしいし、それは誇れる行政だと思う。「吹田市はこんなふうになってしまった」と言われたいやう、私達も努力するし、行政にも努力していただきたい。

《F委員》 保育料問題懇談会は常設されているのか。定期的には開催するものではないのか。

《事務局》 その時々には開催しており、定期的なものではない。

《座長》 収入、3歳未満児と3歳児、3歳未満児については父母が若くて収入が厳しいといういくつかのファクターがあり、それらを踏まえて調整していく。そして、3歳未満児に

については厚い手当ををしていく。いただくご意見と実態の両方からみないと、単なる収入だけでは、必要経費がかかるから保育料をたくさん出していただきましょうという話になると変な矛盾が出てくる。両方を押さえないと説得力を持たないと思う。一般的に、子どもの年齢が高いと働く親も収入が増えてくる。3歳未満児、収入と保育料との絡みをきちんと整理し、説明できるようにしておく必要がある。細かすぎるのも良くないが、システムなので、一定の矛盾をはらみながら制度化していくことにはなる。

《G委員》 3歳未満の第一子なら収入も低い保護者になり、第三子、第四子が3歳未満の保護者と収入が違ってくる。子育ての吹田という面では、A委員がおっしゃったように、子どもたちが増え、生活しやすいような方向性で考えていただきたい。

《座長》 委員の意見を考えながら修正・検討をお願いしたい。

《事務局》 成案は次回くらいにはお示しできればと考えている。

《事務局》 ※資料p.14～p.26について説明する。

《D委員》 延長保育の徴収システムの改修は9月議会に提案するのか。

《事務局》 9月議会に提案する。

《B委員》 延長保育料を徴収することで、現場は混乱しないか。

《事務局》 現場とは随分話をしている。できるだけ負担が少ないよう、月極めが多ければチェックも比較的楽になるので、そちらへ誘導したい。チェックは現場でして、延長保育料は後払いで保育料とともに扱うかたちを考えている。現金のやりとりは現場の混乱とともに市民の負担もあるので、このようなかたちで考えている。

《B委員》 退園とは、園児が敷地から外へ出た時点とするのか、母親が迎えに来た時点とするのかで全然違うと思う。

《事務局》 先行している私立もあるので参考にしたいと思うが、基本的には、お返しした時間、保育士の手を離れた時間と考えている。他市のことも調べると、敷地に入った時間で5分間は猶予しているなどというものがある。

《D委員》 割と細かい規則を決めないと難しいと思う。導入の時は本当に混乱する可能性がある。

《C委員》 民間保育所では、延長保育料の額、月極め料金を設定するかどうかは自由に決められるのか。

《事務局》 基本的な位置づけは、延長保育の実施、その金額ともに園の判断だが、概要については、できるだけ参考にできるところは参考にさせていただきたいのでお示しする。

《A委員》 保育料滞納者に利用制限をするのはひっかかる。納入の相談を働きかけていると思うが、それに応じない人もいるということか。

《事務局》 基本的に働いておられる方なので仕事場に催促することもあるが、混乱もあるため在宅時間をメインに催告をしている。帰ってこられる7時頃からは、いくら遅くても9時ぐらいが常識的であり、動ける時間が短い。そのため、ご本人と直接お話しするのが難しい。納入する意思のある方はやはり相談に来られる。放ったらかしの方はこれを契機に相談に来ていただきたい。そうしないと確実に上積みになる。きちんと納めてくださる方との公平性の問題もある。利用させないのではなく、相談がまずできると思うのでしていただきたい。

《D委員》 滞納額はどれくらいかわかるか。

《事務局》 累積で約1億3,000万円である。

《B委員》 催促に行くのもボランティアではなく、人件費がかかる。それは税金ではないか。極論だが、一番わかりやすいのは門前に名前を書いて貼ればよいのではないか。プライバシーはあるが、それぐらいのかたちをとらないと、1年間催告しなければ最終的に時効になってしまう。催告書を内容証明郵便で送るのもお金がかかっているわけである。

しかし、だからと言って保育料を納めていない子どもを延長保育で預かれないというわけにはいかない。どうすればよいのか。

《事務局》 まず相談していただきたい。少しずつでもよい。収入があった時のものが残っていたりする。放つたらかきにしてしまうと時効で消えていくので、生活できない部分までとは言わないので、生活してもらって、払える分は払っていただきたい。

《B委員》 児童手当として毎月お金が入ってくる。それを差し押さえすることはできないのか。

《事務局》 子ども手当の特別徴収で天引きをするというお話しをする。

《C委員》 保育料を払わなければ通所できなくなるというものではないのか。

《事務局》 児童福祉法上「保育に欠ける」というのが要件である。

《H委員》 私立保育所の延長保育は、保育料を徴収しているのか。

《事務局》 27園中5園で徴収しており、そのほかは無料である。保育時間もそれぞれ異なる。

《H委員》 その額は、公立保育所の日割り料金200円と比べてどうなのか。

《事務局》 ばらつきがある。30分あたり月額で1,500円のところもあれば、保育時間が長くなると午後8時半から9時まで使われる方は6,000円になるところ、年齢によって30分あたり500円だったり1,000円だったり、バラバラである。

《D委員》 吹田市では、現在公立保育所が延長保育料を徴収していないため、私立保育所が延長保育料を徴収しない場合には補助金が出る仕組みになっている。今回、公立が徴収することになると補助金がなくなるので、基本的には各園で徴収することになると思う。時間的な部分もまちまちなので、金額は公立保育所を参考に各園で考えるということになる。

## 2 公私立保育所の役割について

《事務局》 ※資料p. 27～p. 34について説明する。

※質疑・討議なし。

## 3 民営化について

《事務局》 ※資料p. 35～p. 40について説明する。

《A委員》 私は民営化自体に賛成ではない、反対である。もし民営化されたらということは考えたくないのだが、吹田市において設置主体に株式会社が入りうることはあるのか。

《事務局》 事業者の選定についてこの場でご議論いただくものではない。実際に民営化が決まった保育所において、市と保護者会の方とともに選定委員会をつくり、そこで検討することになる。

《D委員》 第1回にそのことが議論され、この場で決めることではないが、意見は述べてよいということを知っているから意見を述べる。

吹田市では、現在すべて社会福祉法人が私立保育所を担っている。保育所は子育て支援に

加え、地域の福祉委員や社会福祉協議会と協力し、地域福祉にも貢献している。こうした意味も含めて、民営化される場合には社会福祉法人立に限定してほしいという思いはある。

《E委員》 民営化による保育水準、保育の質が議論になる。質をどういうふうに担保するか。元々の基準は認可条件や設置条件になると思うが、設置以降、どのようなモニタリングの体制を考えているのか。

《事務局》 引継ぎの協定の中で決めていくことになるが、他市の事例では、アンケート調査や第三者評価のほか、効果測定ではないが、一定の期間が過ぎた時に保育の質が担保されているか確認していると聞いている。

《A委員》 設置前に、そこが民営化の担い手としてふさわしいかの評価はどのように行うのか。

《事務局》 先程申し上げた選定委員会において、そこがどのような事業者なのか実際に保育をされているところを見学したり、他市にあるように、事業者募集の際に市内の社会福祉法人に限定したり、実績の有無の確認などの様々な検討をされて選定することになると思っている。

《座長》 例えば、選定委員会で決められることだが、受託希望事業者が第三者評価を受けているかなど、そこでいろんな条件が議論がされると思う。

《B委員》 具体的なスケジュールは決まっているのか。第1回でも申し上げたが、どこまでお話ししてよいのか。親の立場からは配置基準や自園調理などいろいろ要望があるが、ここは民営化しようということとここは改善しようということが合致しないと民営化が成り立たないと思う。また、こう言っては失礼だが、社会福祉法人だと言っても、2～3年前に設立されたばかりの法人が手をあげたらそれはよいのかどうかということもある。こうした基準をどこまで話してよいのか、どこまで突っ込んだ話ができるのかを教えてください。

《事務局》 平成28年度に移管するのが最初だと決まっているが、それ以前の合同保育、引継ぎ保育、事業者選定、選定委員会の設置それぞれの開始・設置時期は決まっていない状況である。

《C委員》 第2回資料p.9には、もっと早く移管されると書かれていなかったか。平成25年度に民営化保育所選定委員会とあり、民営化園保護者説明会が開かれるとなっている。それまでに民営化される園が決まっているということか。

《事務局》 「民営化保育所選定委員会（庁内及び庁外）」において、民営化する保育所が選定されるという意味である。

《C委員》 来年度の内にどこが民営化されるか決まるということか。

《事務局》 その予定である。

《C委員》 その時には5園すべてが決まるのか。

《事務局》 それはまだ決まっていない。

《C委員》 来年度からであれば、比較的具体的な話は今年度中に煮詰まっていくということか。

《事務局》 第2回資料p.9の8「将来ビジョン」を策定したのち、民営化する園の選定委員会を開始するということである。

《D委員》 あり方については次の機会でも話ができるのか。というのは、的を絞って、毎回のテーマを示してもらわないと、資料とともにあり方についてどうぞ、と言われても困る。



《座長》 今日までが資料、アウトラインの説明であり、これ以降に、補足資料も出るかもしれないが、各課題の検討をし、話を進めていくと考えている。

#### 4 その他

《事務局》※資料p. 41～p. 43において、第2回で要望いただいた国の子ども・子育て関連施策・法制度の状況に関する資料を提示している旨を説明。

《C委員》 子ども・子育て関連法案はやっと参議院を通った。中身についていろんな議論があると思うが、将来の方向性が決まってきたという意味では、これを踏まえて今後の吹田市のあり方を考えていかないといけないと思う。まだまだ詳細は不明なところがあるが、給付のあり方、認定こども園のことなど具体的なことが決まってきている。

そこで、以前から申し上げていて恐縮だが、この場とは別に公立幼稚園のあり方が教育委員会で議論されていると聞いている。公立幼稚園の方向性は公立保育所のあり方とは無関係ではないので、今後の将来像を語る上で、教育委員会で議論されている公立幼稚園のあり方を次回にでもご報告いただきたいのだが、座長いかがか。

《座長》 資料p. 43をみると、幼稚園・保育所・認定こども園の3本立てだったのが、幼稚園・保育所・新認定こども園は幼保連携型・従来の認定こども園として幼稚園型・保育所型・地域裁量型が残り、単純に6～7種類になる。就学前教育・保育がこういう状況になる市・町も出てくるということを念頭に置いておかないと、かつての幼稚園・保育所という簡単な図式では済まなくなってくる。吹田市でそんなことはないということであればそれまでだが、これからどういうかたちが出てくるかわからないので、この点を含めてあり方を考える必要があると思う。従来の幼稚園型・保育所型・地域裁量型が消えるのなら簡単だったのだが。

《C委員》 お金の流れが、幼稚園・保育所・認定こども園含めて施設を通じて給付される流れになり、幼保を分けて考えにくいので、教育委員会からの報告をいただきたい。

《事務局》 公立保育所のあり方懇談会とは別に公立幼稚園のあり方も並行して検討を行っているので、内部で調整した上で、現段階で報告できる案件があれば報告したい。

次回懇談会の案件は、「今後の公立保育所のあり方について」を予定し、開催日時は9月10日（月）15：00～17：00、会場は吹田市子育て青少年拠点夢つながり未来館と説明。

※次回開催日時及び開催場所について、出席委員全員了承する。

以上